
古代アメリカ学会会報

第15号



ペルー、ピウラ県、チチャを入れた水差しとヒョウタン製の椀

目次

- ◆古代アメリカ研究会第8回総会報告
- ◆古代アメリカ研究会第8回研究発表会報告
- ◆会則・付則の変更
- ◆選挙管理規定案
- ◆会計報告
- ◆会員からの投稿
 - ・史料紹介
 - ・調査速報
- ◆新入会員
- ◆ホームページに関するご連絡
- ◆事務局からのお知らせ

2004年1月

古代アメリカ研究会第8回総会議事録

開催日時：2003年11月29日（土）11：00～12：30

開催場所：早稲田大学戸山キャンパス36号館681教室

議長：横山玲子、書記：向井暁子

会員総数146名のうち、委任状提出者数65名、参加者数26名であり、会員数の過半数が確認されたため議長より総会成立が宣言された。会長挨拶の後、報告及び審議を行った。

1. 事務報告

事務幹事より以下の報告がなされた。

(1)2002年度活動報告

2002年6月8日(土)に東海大学において役員会および第7回総会・研究発表会が開催され、2002年11月23日(土)に東京大学において役員会が行われた。また、会誌『古代アメリカ』第6号および会報12号、13号を発行した。

(2)会員の入会・退会について

入会希望者3名()、退会希望者2名()について、入会・退会を承認した。

(3)会員名簿の記載事項について

自宅の住所、電話番号を名簿に記載することに不安を覚えるという意見が一部の会員から出されたため、会員名簿の記載事項について役員会で検討した。その結果、今後は自宅の住所・電話番号については会員に名簿への公開・非公開を問うこと、大学等の研究機関に所属している場合はその住所・電話番号・メールアドレスは原則として公開することに決定した。

(4)海外在住会員の総会委任状について

海外在住の会員については、「総会のお知らせ」の発送から総会までのスケジュールによっては、総会委任状を郵送しても間に合わないことがあり、問題になっていた。これについて役員会で検討した結果、海外に在住する会員に限って、電子メールをプリントアウトしたものを正式な総会委任状として認めることに決定した。また今後は、国内の会員についても、電子メールでの出欠票・委任状の受付を検討していきたいと考えている。

2. 会誌『古代アメリカ』第6号編集報告

編集委員より、『古代アメリカ』第6号発行について以下の通り報告がなされた。

第6号には論文1編、研究ノート2編が掲載された。「会員の活動状況」は前号より更に充実した内容となっており、第7号でも引き続き会員に投稿を呼びかけていく。

質疑：会誌に関して、査読者に対する論文の採用・不採用の連絡は行っているかという質問が出された。これに対し編集委員より、採用・不採用の結果は発行された会誌を見てわかるものと考えているため査読者に対する正式な通知は行っていないが、編集委員会で必要と判断された場合に限り、簡単な説明を行っているとの回答がなされた。

3. 2002年度決算報告ならびに監査報告

事務幹事より2002年度の決算報告がなされ、続いて監査委員より監査報告がなされた。本報告の内容は拍手をもって承認された。

4. 「古代アメリカ学会」への名称変更について

会長より、学会への名称変更について次のように説明がなされた。

次の日本学術会議への登録申請は平成17年(20期)であることを確認した。その要件である会則、3年以上の活動実績、年1回以上の刊行物の発行、年1回以上の総会・研究発表会の開催、については満たしている。しかし会員の100名以上が科学者(研究者)であるという要件は満たしていないと思われる。したがって関連諸分野の研究者の入会を促進すると同時に、本会が南北アメリカ大陸の先史学研究を行う最大の学術団体である点を考慮しても、現時点で「学会」を名乗ることは意義があると思われる。したがって会の名称を「古代アメリカ研究会」から「古代アメリカ学会」に変更することを提案する。

この提案は、拍手をもって承認された。

5. 「会則改正についての役員会提案」について

(1)会則改正の主旨

会長より、会則改正の主旨説明がなされた。会則改正の要点は、「研究会」から「学会」へ名称を変更すること、総会の秋開催の定例化とそれに伴い会計年度をこれまでの4月-3月から10月-9月に変更すること、新執行部が新年度の会の活動を決定できるように新年度が始まる前に役員選挙を郵送で行うこと、以上3点である。

(2)会則の変更案

- ・会則の名称「古代アメリカ研究会会則」
→「古代アメリカ学会会則」
- ・第1条「本会は古代アメリカ研究会（中略）と称する」
→「本会は古代アメリカ学会（中略）と称する」
- ・第2条「本会は南北アメリカ先史学・考古学および／またはその関連分野を研究する者に、その研究成果を発表する機会を与え、活発な意見・情報の交換を通して互いの研究の深化と知見の拡大をはかり、日本におけるアメリカ先史学・考古学研究の発展に寄与することを目的とする。」
→「本会は南北アメリカ先史学・考古学および／またはその関連分野を研究する者が、活発な意見・情報の交換を通して互いの研究の深化と知見の拡大をはかり、日本における当該研究の発展に寄与することを目的とする。」
- ・第3条第2項「研究会会誌（以下、『会誌』という）および研究会会報（以下、『会報』という）の発行」
→「会誌および会報の発行」
- ・第6条第2項、第6項の「『会誌』」
→「会誌」
- ・第6条第4項、第5項の「『会報』」
→「会報」
- ・第8条第1項、第2項の「『会誌』」
→「会誌」
- ・第13条第1項「会長、代表幹事、事務幹事および監査委員は、総会において、出席者の投票により選出するものとする。」
→「会長、代表幹事および監査委員は、会員の投票により選出するものとする。」
- ・第13条第2項「運営委員およびその担当会務は、会長がこれを任命するものとする。」
→「事務幹事、運営委員およびその担当会務は、会長がこれを任命するものとする。」
- ・「第1項の投票による選出については、別に選挙管理規程を定めるものとする。」
→この条文を、新たに第13条第3項として設置する。
- ・第14条第4項の「『会誌』の編集、『会報』の編集」
→「会誌の編集、会報の編集」
- ・第17条第3項「総会の議長・書記は役員の中から選出するものとする。」
→「議長・議事録署名人は総会において会員の中から選出するものとする。」
- ・第21条の「『会誌』」
→「会誌」
- ・第23条「本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」

→「本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。」

・付則「この改正は、2003年11月29日から施行する。」

→この条文を、新たに付則の最後に設置する。

(3)審議

会員より、次の3点について提案が出された。

・第2条、第5条の「および／または」を「ならびに」と変更する。

・会則の冒頭右上に、制定および改定の日付を記載する。

・付則の「この改正は」を「この会則は」に変更する。

この3つの提案は、拍手をもって承認された。

会長より、会計年度の変更に伴い、現行の役員の任期を2004年9月30日まで延長することが提案された。この提案は拍手をもって承認された。

(4)採決

「会則改正についての役員改定案」、および審議の際に会員から出された会則の変更案について採決を行った結果、賛成26、反対0、棄権0で会則改正に関するこれらの案は承認された。

6. 2003年度大会予算

大会実行委員長の寺崎委員より2003年度大会予算案が提示され、拍手をもって承認された。また、今大会は発表者が多く、レジュメの枚数増加により印刷費が予想を大幅に上回ったため、来年度以降は状況によっては会員からのレジュメ代の徴収を検討する必要があるとの説明がなされた。

7. 2003-2004年9月予算案

事務幹事より2003-2004年9月予算案が提示され、拍手をもって承認された。

8. 「選挙管理規程」について

代表幹事より、かねてより必要性が指摘されていた選挙管理規程が提示された。内容の細部に関しては役員会に任せ、役員会はその詳細を会報15号で知らせ、その後、改定を加えていくことが提案された。採決の結果、賛成26、反対0、棄権0で、この提案は承認された。

9. その他

(1)HPについて

広報委員より、役員会で決定した次の2点について承認が求められた。①現在のHPのサーバーを日本のサーバーに変更し、それに伴い、12月中をめどに現在のHPを新

しい形式に変更すること、②掲示板を削除すること。この2点は拍手をもって承認された。

古代アメリカ研究会 第8回研究発表会

第8回総会后、下記の14組の方々から最新の研究成果・調査速報を発表して頂きました。発表者と発表題目は次の通りです。なお、発表内容は当日配布された『古代アメリカ研究会第8回研究発表会レジュメ』に掲載されています。

研究発表：

1. 「古代メソアメリカとワシヤクトゥンにおける歯牙変工の様相」

多々良穰（東北学院榴ヶ岡高等学校）

2. 「エクアドル・トメバンバ西方域におけるインカ国家：ムユンゴ・プロジェクトの流れと問題点」

大平秀一（東海大学）

調査速報：

3. 「コパン考古学プロジェクトの調査速報」

メルビン・フエンテス（コパン考古学プロジェクト・考古学アシスタント）

4. 「グアテマラ太平洋沿岸地域最古の定住村落の生業と手工業生産及び古典期マヤ文明の建設途中の神殿：サン・ヘロニモ遺跡複合及びアグアテカ遺跡出土石器の高倍率の金属顕微鏡による使用痕分析の成果を中心に」

青山和夫（茨城大学）

5. 「ニカラグア共和国チョンタレス県の先スペイン期遺

跡」

長谷川悦夫（埼玉大学）

6. 「月のピラミッド出土の埋葬体について」

杉山三郎（愛知県立大学）

7. 「月のピラミッド出土の土器について」

佐藤悦夫（富山国際大学）

8. 「テオティワカン遺跡、居住空間における測量調査」

古賀優子（愛知県立大学大学院）

9. 「先史アンデス社会における文明形成プロセスの解明」

加藤泰建（埼玉大学）

10. 「カハマルカ盆地の一般調査」

関雄二（国立民族学博物館）・フアン・ウガス（ペルー国立シパン王墓博物館）

11. 「形成期神殿リモンカルロの発掘調査」

坂井正人（山形大学）

12. 「ラス・ワカス遺跡 2003年度発掘調査」

鶴見英成（東京大学大学院）

13. 「ペルー、ヤングヌーコ遺跡の発掘調査」

松本亮三・横山玲子（東海大学）

14. 「インカ道再考—ペルー北部高地の事例より—」

渡部森哉（日本学術振興会特別研究員）

会則・付則の変更

会則・付則の変更

下線部が変更部分です。

(1) 会則の変更

会則の名称：古代アメリカ学会

会則の冒頭右上に、制定および改定の日付を記載する：

制定 1997年 4月 1日

改定 2000年 5月 27日

2001年 6月 16日

2003年 11月 29日

第1条（名称）

本会は古代アメリカ学会（英語名 Japan

Society for Studies of Ancient America、西語名 Sociedad Japonesa de Estudios sobre la América Antigua）と称する。

第2条（目的）

本会は南北アメリカ先史学・考古学ならびにその関連分野を研究する者が、活発な意見・情報の交換を通して互いの研究の深化と知見の拡大をはかり、日本における当該研究の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

(二) 会誌および会報の発行

第5条 (資格)

本会の会員は、南北アメリカ先史学・考古学ならびにその関連分野を研究し、かつ本会の目的および事業の趣旨に賛同する者で、役員会が入会を承認した者とする。

第6条 (権利)

- (二) 会誌に投稿する権利
- (四) 会報の配布を受ける権利
- (五) 会報に情報・連絡事項を掲載することを要請する権利
- (六) 会誌の配布を受ける権利

第8条 (機関誌の配布等)

会誌の配布は、第6条、及び本条2項による他は、有償とする。会誌の頒価は発行の都度、役員会にて決定するものとする。
2 研究機関等に対する会誌の配布は、その送付先の選定、送付方法など全て役員会の判断で行うものとする。

第13条 (役員を選出)

会長、代表幹事および監査委員は、会員の投票により選出するものとする。

2 事務幹事、運営委員およびその担当会務は、会長がこれを任命するものとする。

3 第1項の投票による選出については、別に選挙管理規定を定めるものとする。

第14条 (役員職務)

4 運営委員は別に定める会費の徴収と資産の管理を行なう会計、会誌の編集、会報の編集、会の活動の広報、研究会開催等の会務を執行するため、各々の会務に必要な人数を担当として置き、会の運営・活動に関する職務を遂行するものとする。

第17条 (総会の開催)

3 総会の議長・議事録署名人は総会において会員の中から選出するものとする。

第21条 (資産)

本会の運営ならびに事業は、会員より徴収した会費、会誌の売り上げなどの事業収入、寄付等によって行うものとする。

第23条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

(2) 付則の変更

3. 本会則は、1997年4月1日から施行する。

付則

この会則は、2000年5月27日から施行する。

付則

この会則は、2001年6月16日から施行する。

付則

この会則は、2003年11月29日から施行する。

古代アメリカ学会 選挙管理規定案

古代アメリカ学会選挙管理規程案

(制定 2003年11月29日)

第1章 総則

第1条 (本規程の目的)

この規程 (以下、「本規程」と称する。)は、事務幹事ならびに運営委員を除く古代アメリカ学会 (以下、「本学会」と称する。)役員およびその他の役職者の選挙について定める。

第2条 (選挙事務の管理および総括)

(一) 本規程が適用される選挙に関する事務は、選挙管理委員会 (以下、「本委員会」と称する。)が管理する。

(二) 本学会会長は、選挙に関する事務について、本委員会を統括する。

第3条 (本委員会の構成ならびに運営)

(一) 本委員会は、3名以上5名以内の委員をもって組織

する。

- (二) 本委員会の委員は、本学会会員の中から、役員会の議を経て、本学会会長が委嘱する。ただし、本委員会の委員は、現行の役員が過半数を超えないものとする。
- (三) 本委員会に欠員が生じた場合、第3条2項によって、委員を補充する。
- (四) 本委員会における委員の任期は、新役員会の成立から、当該役員会の任期満了までとする。
- (五) 本委員会委員長は、本委員会委員の中から互選する。
- (六) 本委員会委員長は、本委員会を代表し、その事務を総括する。
- (七) 本委員会の会議は、その半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (八) 本委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (九) 本委員会の庶務は、事務局において行う。
- (十) 前各項に定めるもののほか、本委員会の運営に関し、必要な事項は本委員会が定める。

第2章 選挙権および被選挙権

第4条 (選挙権および選挙権を有しない者)

- (一) 本学会会員は、役員の選挙権を有する。
- (二) 選挙名簿が公示されたのちに、会員の資格を得た者は、当該選挙に関して、選挙権を有しない。

第5条 (被選挙権および被選挙権を有しない者)

- (一) 本学会会員は、役員の被選挙権を有する。
- (二) 選挙名簿が公示されたのちに、会員の資格を得た者は、当該選挙に関して、被選挙権を有しない。

第3章 選挙名簿

第6条 (選挙名簿の公表)

- (一) 本委員会は、役員選挙期間の開始の3ヶ月前に当該選挙のための選挙名簿を公表しなければならない。同一選挙を通じて、ひとつの名簿とする。
- (二) 本委員会は選挙名簿を保管する。

第7条 (選挙名簿の様式等)

- (一) 選挙名簿の様式は、本委員会が定める。
- (二) 選挙名簿には、氏名のみ記載する。但し、同姓同名の場合は、本委員会が区別を明確にして記載す

る。

第8条 (選挙名簿の表示の訂正および確定)

- (一) 本学会会員は、選挙名簿に疑義がある場合には、1週間以内に文書で本委員会に訂正の申し出を行うことができる。
- (二) 本委員会は、前項の申し出を受けたときには、その申し出を受けた日から2週間以内に、これについて審議し、これを正当であると認めたときには、これに関わる事項をただちに訂正し、選挙名簿を確定するとともに、その旨を、その申し出人に通知し、選挙名簿に記載された本学会会員全員に公示しなければならない。

第4章 選挙期日

第9条 (役員選挙)

- (一) 役員の任期満了による選挙は、役員の任期が満了する日の3ヶ月以前に行うこととする。
- (二) 選挙期日の公示は、役員の任期が満了する日の、少なくとも6ヶ月以前になされなければならない。

第5章 投票

第10条 (選挙の投票)

選挙は、規定の投票用紙の郵送によって、これを行う。

第11条 (投票の方法)

- (一) 投票は、一人一票に限るものとする。
- (二) 投票は、役職の種別ごとに、該当する人数を推挙することによって行う。

第12条 (投票管理)

- (一) 本委員会は、投票管理を行う。
- (二) 本委員会は投票管理を行うため、役員を除く本学会会員の中より管理者を選任することができる。

第13条 (投票場)

投票場(郵送宛先)は、本学会事務局、あるいは本委員会の指定した場所に設ける。

第14条 (投票期間)

投票期間は、総会開催日の3ヶ月前の2週間とする。

第15条 (投票用紙の交付および様式)

- (一) 投票用紙は郵送によって交付する。
- (二) 投票用紙の交付は、第8条2項に定める選挙名簿確定後ただちに行うものとし、第9条1項によって定められた投票日の第1日の、少なくとも1週間前に完了しなければならない。
- (三) 投票用紙の様式は、本委員会が定める。

第16条（投票用紙の記載事項および投函）

選挙人は、第15条2項に定められた様式に従って投票用紙に自書して、投函しなければならない。投票は、第14条に定める投票期間内の消印をもって有効とする。ただし、本委員会の議を経て、投票日の第1日目以前にあっても、投票を有効として認めることができる。

第17条（投票録の作成等）

本委員会は、本学会会員の投票の有無を記載した投票録を作成する。投票録は、本委員会委員長の署名をもって発効する。

第6章 開票

第18条（開票管理）

開票管理人は、本委員会委員がこれを兼務する。

第19条（開票立会人）

- (一) 本委員会は、選挙の開票の公正を確保するために、本学会会員中より2名の開票立会人を選任することができる。開票立会人を選任した場合には、開票日の2週間前までに、本人に通知しなければならない。
- (二) 開票立会人は、正当な理由がなければ、これを辞退することはできない。

第20条（開票所の設置）

開票所は、本学会事務局、もしくは本委員会の指定した場所に設ける。ただし、第13条に定める投票所以外の場所に設置することはできない。

第21条（開票日の公示と開票日）

本委員会はあらかじめ開票の場所、ならびにその日時を投票期間と同時に公示しなければならない。

第22条（開票）

- (一) 開票管理人は、開票立会人立会いの上、投票用紙を開封し、投票を点検しなければならない。

- (二) 開票管理人は、投票の点検ならびに集計の終了をもって、ただちにその結果を本委員会委員長に報告しなければならない。

第23条（無効投票）

- (一) 本規程が適用される選挙においては、次の投票を行った場合はそのすべてを無効とする。
 - イ、所定の用紙を用いていないもの。
 - ロ、郵送以外の方法を用いたもの。
 - ハ、名簿に記載された本学会会員以外の氏名を書いたもの。
- ニ、候補者氏名記入欄以外の個所に候補者の氏名等を記載したもの。
- (二) 以下の場合には、当該個所のみ無効とする。
 - ホ、役職ごとに定められた人数を超えて候補者の氏名を記載したもの。あるいは、同種・異種を問わず、同一人の氏名を重複して記載したもの。ただし、本号は当該部分にのみ適用され、投票全体の無効とはならない。

第24条（開票録の作成）

本委員会は、開票録を作成する。開票録は、本委員会委員長の署名をもって発効する。

第25条（投票用紙ならびに投票録および開票録の保管）

投票用紙は有効無効を区別し、投票録および開票録と併せて、当該選挙による役員の任期が満了するまで、事務局がこれを保管しなければならない。

第7章 当選人

第26条（役員選挙における当選人）

- (一) 役員選挙における有効投票において、本学会会則に定める当該役職者の人数分を得票多数順に従って当選人とし、1週間以内に本人に通知しなければならない。
- (二) 役員選挙において当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、本委員会委員長が開票立会人立会いの下で、くじで定める。

第27条（当選人の繰り上げ補充）

当選人が死亡、もしくは選挙権、被選挙権の喪失および役員の職務を行うにつき障害等がある旨を本委員会に通知した場合に、本委員会は本学会会長に報告し、当該役職の当選人とならなかった者の中から、有効投票の得票多数

(2) 2003 年度大会予算案

[Redacted]		
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

[Redacted]		
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

(3) 2003 年 4 月～2004 年 9 月 予算案

[Redacted]		
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

[Redacted]		
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

(1) 史料紹介

「アステカの史料を読む — 『テペチパン絵巻』を例として—」

井上幸孝（立命館大学言語教育センター）

かつてアステカ（問題のある用語だが、ここでは便宜上これを用いる）の絵文書や先住民系記録文書は、ヨーロッパ人が残した記録文書と異なり、必ずしも歴史的事実を忠実に再現していると思われていなかった。19世紀のW・プレスコットの言葉を借りれば、先住民の歴史文書は「光と影が交錯・融合し、あらゆるものが絵文字という不透明な媒体を通してさらに歪んで見えがちである」と評価された。

20世紀半ば頃には、A・M・ガリバイやM・レオン＝ポルティージャらがナワトル語史料の翻訳とその普及に力を入れ、従来の見方を一変させた。前者は『ナワトル文学史 *Historia de la literatura náhuatl*』、後者は『敗者の視点 *Visión de los vencidos*』（邦訳は『インディオの挽歌』）や『ナワトル哲学 *La filosofía náhuatl*』といった著作を公刊し、アステカ社会が非文明的な世界でも、神話＝作り話に満ちた世界でもないことを示そうとした。この頃の動向を一言で表現するならば、先住民の文書が信頼できる史料として注目されたということができるだろう。

しかし、ここ数十年は、それらの史料に対して次第に厳しい目が向けられるようになりつつある。つまり、従来の「史料」とは、スペイン征服後に書かれたものであり、厳密には同時代の史料ではないため、その内容を鵜呑みにすることはできないという見方である。換言すれば、本来、歴史学では当たり前のはずの、必要な史料批判を経てこそ史料として用いることができるということがようやく認識されるようになってきている。

このような見方に立てば、史料の中に事実を探すという従来の方法だけでなく、史料に記された内容の食い違いや「誤った」記述をもとにした新たな研究の方向性も見出される。すなわち、従来は「信頼できない」と評価された文書もあらためて史料としての有効性を持つことになるのである。ここでは、『テペチパン絵巻 *Tira de Tepechpan*』に描かれたテノチティトラン創設の例を取り上げてみたい。

テペチパン（現在のメキシコ州テペスパン）は、征服時

にはアコルワカン＝テツココに從属するアルテペトルであった。ここで16世紀半ば～後半に作成された『テペチパン絵巻』は、6m以上の横に長いアマテ紙に、左から右へと時代が進む形で描かれた年代記（シウポワリ）形式の絵文書である。中央部には上段と下段を分けるようにして年号が連続して描かれていて、1300年頃から1590年頃までの300年近い期間の歴史を記述の対象としている。

上段には、1334年にアルテペトルを創設した人物から1584年に任命された統治官（ゴベルナドール）までの少なくとも11名が描かれている。中央部分の年号はこれらの人物の死去や即位に合わせて色分けされており、歴代統治者を軸としたテペチパンの歴史がこの絵文書の主要テーマであったことがわかる。

一方、年号よりも下の部分には歴代メシーカ人統治者が描かれているが、下段をメシーカ史のみの叙述と判断するのは早計である。15世紀前半にはアスカポツアルコ王マシュトラのテペチパン侵略、征服後の時期には第二アウディエンシアの到着、ミシュトン戦争、副王の到来などが描かれている。つまり、下段はテペチパンの歴史に関連した外部の出来事を記録するためのスペースだった。

下段に描かれた出来事は、テペチパンの歴史に正統性を与えるために、作者によって巧みに利用されている。このことを示す一つの例が、下段に記されたテノチティトラン創設の時期である。他の多くの史料では、2=家の年（西暦に換算すると1325年の場合が多い）がテノチティトラン創設の年号であり、1330年代以降にこの出来事が起こったとする史料は少数である。だが、『テペチパン絵巻』ではずっと後の1366～1369年の箇所はこの出来事が描かれている。この絵文書の2=家の年は1325年に相当し、もしこの場所にテノチティトラン創設が記されていれば他の史料と一致することになる。にもかかわらず、『テペチパン絵巻』の作者は全く異なる年の出来事としてテノチティトラン創設を描いた。なぜテノチティトラン創設の時期が他の史料と大きく異なることになったのだろうか。注目すべきは、テペチパンの創設が11=兎の年（1334年）だということである。もし、テノチティトラン創設が他の史料と同様に2=家の年（1325年）に記載されるとすれば、テペチパン創設はテノチティトラン創設よりも10年ほど遅いということになる。だが、この絵文書の作者は、テペチパンがテノチティトランよりも早い時期に創設されたことを示そうとしてメシーカ人の歴史に操作を加えた。

『テペチパン絵巻』の作成者は、テペチパン王家の正統

性を示すために他の箇所でもメシーカ人の歴史を巧みに利用している。このことは、征服以前の歴史がアルテペトルを中心に述べられていたものの、アルテペトルのみの自己完結的なものではなかったことの裏付けである。実際、メシーカ人の移住史に関して、移住の話が全くの作り話ではあり得ず、共通の伝統的な神話要素を巧みに取り込んだものである点が最近になって指摘されている。テペチパンの事例は、メシーカ人が覇権を掌握した後に、彼らの歴史が今度も同じように近隣の居住者によって利用されたことを示唆している。

史料に書かれていることが事実であるという前提は歴史学の分野では既に崩れつつある。「はじめに史料ありき」ではなく、「問題設定をした上で史料を読む」という方法的転換が起こっていると換えてもよいだろう。そして、既存の学問分野を横断した研究成果が次々に発表される中で、歴史学以外の分野においても史料の利用については厳しいまなざしが向けられる状況が生まれつつある。メキシコ留学時に考古学者の O 先生が安易な引用文でレポートを埋め尽くす学生に次の決まり文句を繰り返していたことを思い出す。「誰が、なぜ、そう言っているのか」。私自身も、その心構えを忘れずに常に批判的に歴史資料に向き合っていきたいと思う。

(2) 調査速報

「ペルー南部プーノ県、フリ近郊における遺跡調査」

佐藤 吉文 (総合研究大学院大学 文化科学研究科)

わたしは、2003年9月14日から21日にかけて、ペルー南部プーノ県のティティカカ湖畔の街フリの近郊で、主に形成期からティワナク期までを通じて『神殿』として機能したと考えられている遺跡を実見してまわった。すでにこの地域は80年代末から90年代初頭にかけて、一般調査が為されており、今回の目的は、その調査報告をもとに遺跡の現状を把握するとともに、今後の調査研究に最も適した遺跡を選定することにあつた。

フリ近郊には、先述のような『神殿』遺跡が4つ確認されている。一般調査とともにそれぞれ簡単な試掘調査がおこなわれているが、その後本格的な調査は為されていない。今回の調査では、旧アシエンダ領内にある遺跡が保存状態もよく、集落も遺跡のすぐふもとにあるなど、様々な点で発掘に最も適した遺跡であることなどがわかった。

アシエンダ名をとってパレルモと呼ばれるこの遺跡では、半地下式方形広場の存在が報告されている。おそらくふもとの集落で石壁に利用されている石材の一部は遺跡から持ち出されたものであろう。その一部の石には動物らしき姿が刻み込まれている。今回の実見で一番の成果は、この広場の周囲にプカラやチリパに見られる『倉庫』に似た建築を少なくとも二つ確認出来たことである。この点は一般調査の報告書に記載されておらず、もし当時のものならこの遺跡がプカラやチリパと同様の形態を為す可能性が出てきた。

フリは、インカの時代、プカラ王国を構成していた7つのカベセーラのひとつである。フリの街の南西にはプカラ・フリと呼ばれる山全体を占める後期中間期の大規模な防衛遺跡がある。このプカラ・フリのふもとに先のパレルモ遺跡があるのだ。こうした遺跡間の位置関係や歴史を考慮すると、今後この遺跡の発掘調査は、『神殿』と呼ばれるこの遺跡の実態のみならず、後のティワナクによる同地域への勢力拡大の性格と権力や財をめぐる『神殿』遺跡の戦略、ティワナク時代から後期中間期への移行に伴うこうした権力の変質過程など、ルパカ王国のカベセーラにつながる同地域の歴史的過程を理解するうえで重要な資料を提供してくれるだろう。

ただ今回の調査では失敗もあった。パレルモを訪れたときのことである。人類学者であることを名乗らず調査していた私は、地元の人に盗掘者と間違われてそこから追い出されてしまったことがあつた。このとき彼は最初スペイン語ではなく、アイマラ語で私に話しかけたのだ。私の下手なスペイン語が誤解を与えてしまっただけでなく、かつてのアシエンダでよく見られる人々の閉鎖的側面に対しても私の配慮が足りなかった。人類学者としての自らの未熟さをまざまざと見せつけられた瞬間であつた。

新入会員

2003年6月29日から2003年12月26日までの役員会(電子メールでの役員会を含む)で下記5名の方々の入会が承認されました。会員数は現在148名となっております。

・ [REDACTED]

[REDACTED]

・ [REDACTED]

[REDACTED]

・ [REDACTED]

[REDACTED]

ホームページに関するご連絡

11月29日(土)に開催された第8回総会において、会の名称が古代アメリカ学会と変更することが決定いたしました。会の名称変更を受け、役員会では、第13号会報にてお知らせいたしました方針に則り、ホームページをリニューアルいたしました。総会での決定により、新しいホームページのコンテンツからは、これまで運営して参りました「掲示板」が削除されております。会員の皆様には、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。第13

号会報では、サーバーを変更しない方針を示しましたが、これまで使用していたアメリカ合衆国のサーバーに、管理・運営に際して諸不都合が生じました。よって、ホームページのリニューアルに伴い、日本のサーバーに変更することも総会にて決定いたしました。新しいホームページのアドレスは、<http://jssaa.rwx.jp/>となりましたので、ブックマーク等の変更をお願い申し上げます。

広報委員 大平秀一

事務局からのお知らせ

1. 会費納入のお願い

2003年度までの会費をまだご納入でない方は、同封いたしました振込用紙にてお振込み下さい。古代アメリカ学会は会員の皆様の年会費で運営されております。ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会報への投稿募集

『会報』第16号への原稿を募集します。現地調査や博物館調査での体験やエピソード、各地で行われている研究会や講演会、展示会、出版物の紹介などの情報を、会報委員または研究会事務局までお寄せ下さい。文字数は400～

800字程度でお願いします。多くの方の投稿をお待ちいたしております。

3. 会誌バック・ナンバー販売のお知らせ

『古代アメリカ』のバック・ナンバー(1号～5号)を1冊2000円で販売しております。購入をご希望の方は、ご希望の号数、冊数を古代アメリカ研究会事務局までお知らせ下さい。会誌と振込用紙をお送りいたします。なお、残部希少の号もございますので、品切れの際はご容赦下さい。

編集後記

昨年11月に行われた総会において、「古代アメリカ研究会」から「古代アメリカ学会」への名称変更が承認されました。その他さまざまな変更案が同時に承認され、この会が今後の発展にむけて新たなスタート地点にたったことが、この会報からもお分かりいただけると思います。

総会後に行われた研究発表会も、調査速報という新たな形式がとり入れられ、より充実したものとなったことと思います。しかしながら、大会で発表された会員以外にも、貴重な情報をもっている方がまだまだたくさんいることと思います。会誌や会報が、そうした情報交換の場としてより活用されるよう、皆様からの投稿・連絡をお待ちいたします。とくに、個人で調査・研究をされている会員や、考古学以外を専門分野とする会員の方々に、様々な場で貢献していただくことにより、本会がより多彩で充実した情報交換の場となることと確信しています。

今回、編集委員からの依頼をうけ、短期間で「会員の投稿」欄の原稿を書いてくださった、井上幸孝さん、佐藤吉文さんにこの場をかりてお礼を申し上げます。

2004年1月 徳江佐和子

写真提供(表紙): 徳江佐和子

発行 古代アメリカ学会
発行日 2004年1月9日
編集 徳江佐和子
向井暁子

古代アメリカ学会事務局
〒259-1292 神奈川県平塚市北金目1117
東海大学大学院文学研究科文明研究専攻

電話: [REDACTED]
Fax: [REDACTED]
E-mail(事務幹事宛): [REDACTED]
郵便振替口座: 00180-1-358812
ホームページ URL <http://jssaa.rwx.jp/>